

平成26年度 ガイドライン検討部会実施報告

平成27年 5月29日

部会の趣旨

- 国の事務処理要領では、「市町村は、…介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、…支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準（ガイドライン）を定めておくことが適当」と規定（中核市の約85%が策定しているが、本市は未策定）している。
- 尼崎市においては、増大する障害福祉サービス等に係る給付費の適正化、利用者への適切なサービス提供確保、持続可能な制度構築等の実現に向けた調査・分析が求められている。
- ガイドライン作成に向けた検討には、当事者、事業者等からの意見聴取を行う必要があることから、自立支援協議会にガイドライン検討部会を設置し、検討を行うこととした。

部会の開催状況及び主な協議内容

- 自立支援協議会全体会（平成26年5月12日）
平成25年度ガイドライン検討部会実施報告
- 第1回（平成26年6月2日）
平成25年度部会活動の振り返り、平成26年度部会の運営に関する意見交換
- 第2回（平成26年7月7日）、第3回（平成26年9月1日）
支給決定基準に関する意見交換、支給決定プロセスに関する意見交換
- 第4回（平成26年10月3日）
支給決定基準案の作成（障害福祉計画素案）
- 第4回、第5回（平成26年11月14日）
支給決定プロセスに関する意見交換、事業者説明会・利用者意見交換会に関する意見交換、地域生活支援事業実施状況に関する意見交換

部会の開催状況及び主な協議内容

平成26年12月 1 日 事業者説明会の開催（ 2 3 1 事業者）

平成26年12月 8 日 利用者意見交換会の開催（ 2 回）

（午前の部 約 2 0 0 名 午後の部 約 2 5 0 名）

- ・ 第 6 回（平成26年12月 5 日）、第 7 回（平成27年 1 月16日）

事業者説明会・利用者意見交換会に関する意見交換、地域生活支援事業実施状況に関する意見交換

- ・ 第 8 回（平成27年 2 月 6 日）

支給決定基準案の作成（障害福祉計画案）

- ・ 第 8 回、第 9 回（平成27年 3 月20日）

地域生活支援事業実施状況に関する意見交換、検討部会実施報告書に関する意見交換

支給決定基準について

作成にあたっての基本的な考え方

- 国の事務連絡「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」に基づき作成した。
- 障害程度区分ごとに支給決定基準時間を設定する方法により作成した。
- 他市の基準をそのまま準用するのではなく、本市の特徴を重視し、作成した。
- 部会で出た意見を尊重し、作成した。

平成25年度における検討事項

- 緊急時加算については、障害程度区分基準時間に5時間を加算し、尼崎市基準時間とした。
- 世帯等状況については、利用者の介護状況、周辺環境等の世帯等の状況を考慮して、支給決定基準を設定した。
- 標準提供時間数・提供回数については、計画相談支援の実施にあたり、各サービス毎に設定した。（時間、回数は、最大支給量を意味するものではない。）
- 非定型については、利用者の勘案事項により必要と認める場合に、非定型の支給を設定し、審査会等に諮ることとした。

平成26年度における検討事項

- **世帯等の状況について**

家族等の介護者が健康であったとしても、障害のある人が単身で地域生活を営めるように、すべての利用者に単身者と同様の障害福祉サービスを支給すべきである。



事務処理要領に基づき、利用者の支援が必要な状況について、基本的に利用者の立場から介護を行う者やその他のサービス利用等により日常生活や社会生活を送ることが可能であれば、その状況を勘案し、支給の要否を決定することとした。

平成26年度における検討事項

・ 支給決定プロセスについて

支給決定プロセスにおいて、当事者の意見やサービスを提供する事業所の意見を十分に反映したサービス等利用計画を作成しなければならない。



「サービス等利用計画案の作成」では、「サービスの利用に関する意向その他の事情等を勘案し、」「必要に応じて関係機関との意見交換や会議等を行い、（作成する。）」の挿入等、輕易な表現から詳細な表現に変更した。

平成26年度における検討事項

- ・ **障害者介護給付費等の支給に関する審査会について**

現在の障害者介護給付等の支給に関する審査会に当事者が委員として委嘱されていない。非定型の審査では、当事者の委員が必要である。



本市では、福祉関係学識経験者を「社会福祉士」、「精神保健福祉士」、「施設関係者」と整理し、厚生労働省では、中立かつ公正な立場で審査が行える者が望ましいとしており、その資格要件に該当する当事者が委員として委嘱できるよう調整を行っていく。

平成26年度における検討事項

- **事業者説明会・利用者意見交換会について**

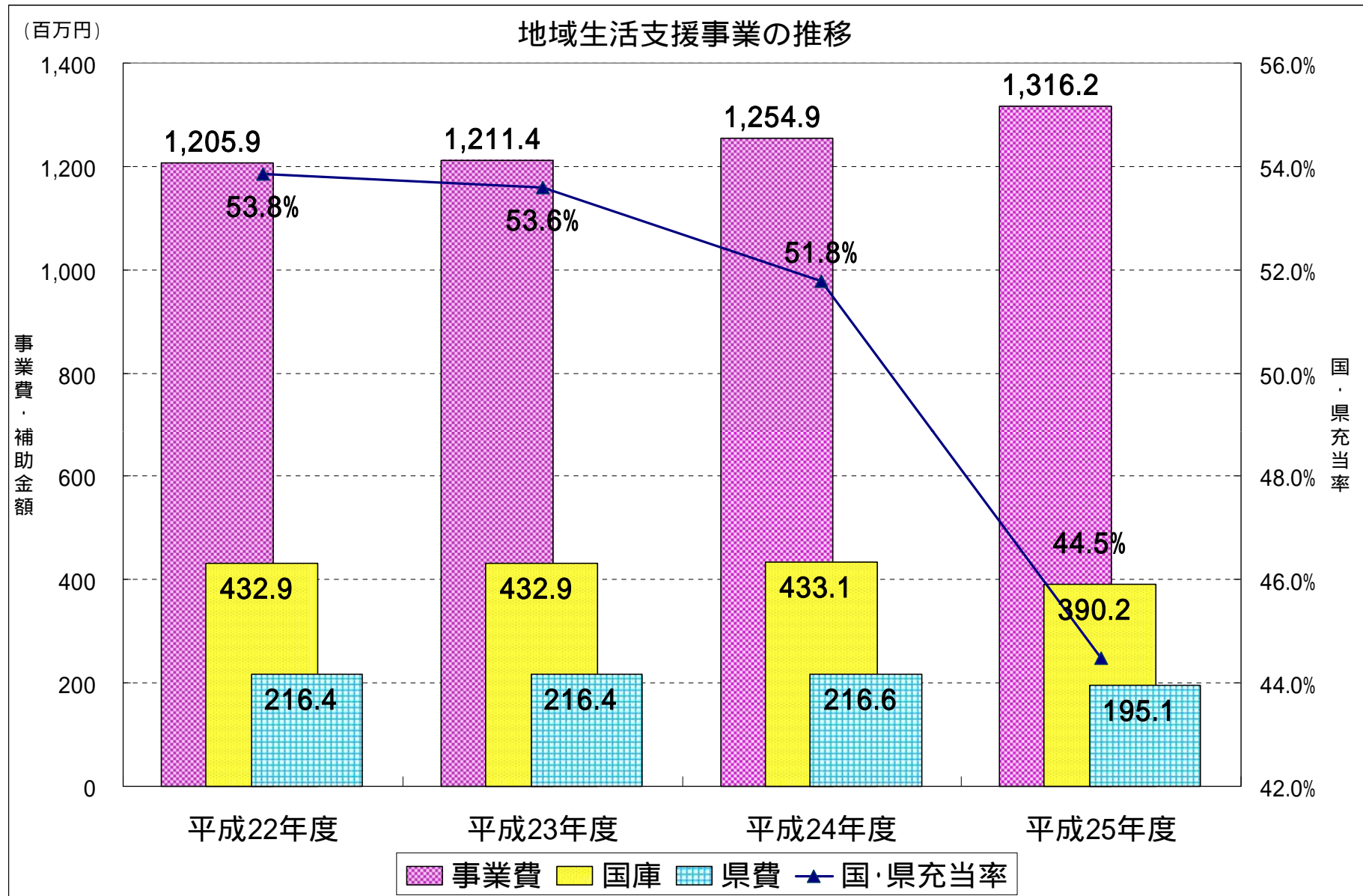
支給決定基準の策定にあたっては、部会委員の意見のみではなく、事業者や利用者の意見を反映する必要がある。



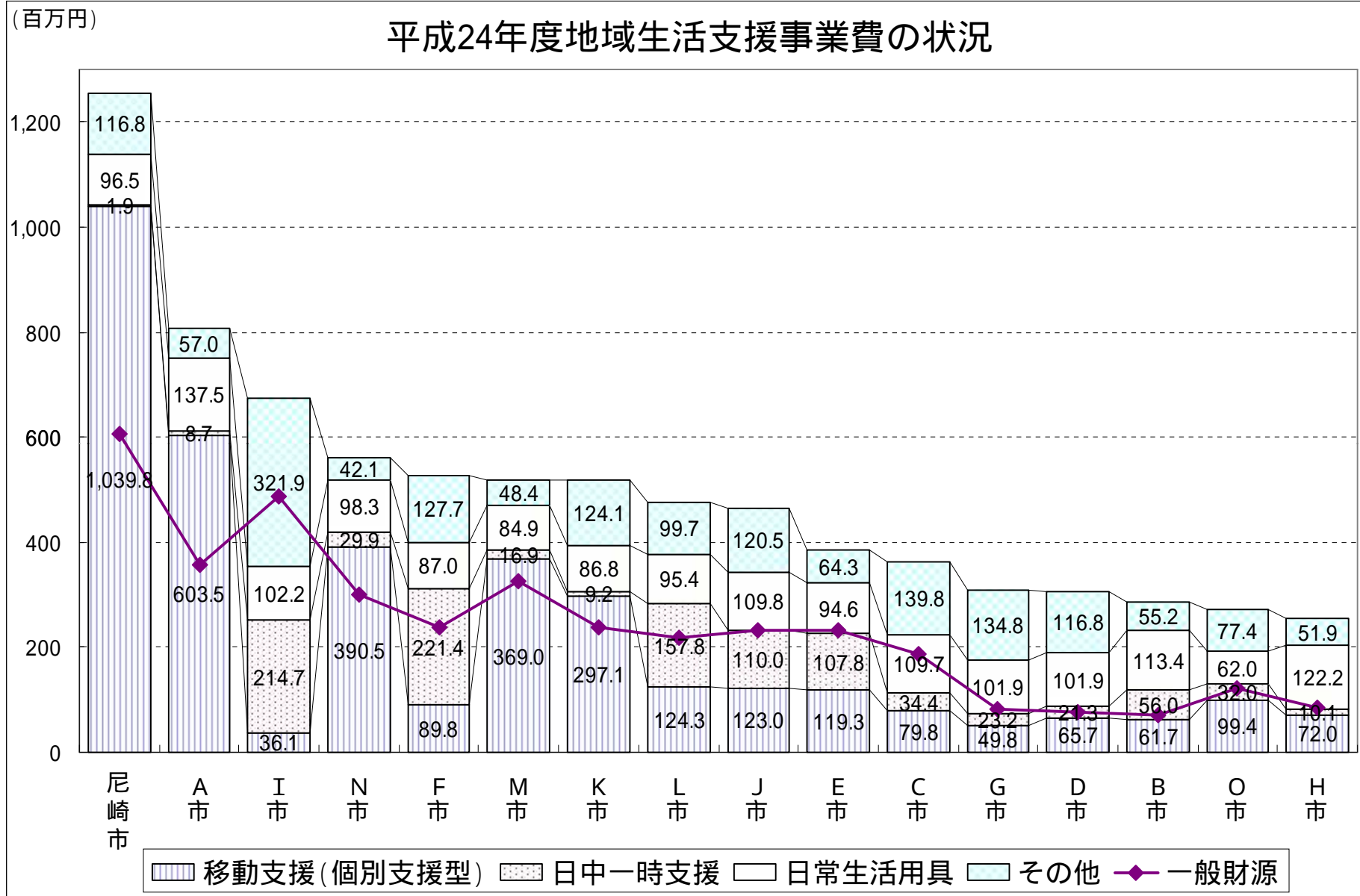
平成26年12月に事業者説明会・利用者意見交換会を開催し、支給決定基準案についての意見をお聞きし、重度訪問介護の支給決定基準の修正等を行い、利用者等の意見を反映した。

地域生活支援事業について

地域生活支援事業費の状況 (尼崎市の状況)



地域生活支援事業費の状況 (中核市調査結果)



地域生活支援事業に係る 部会委員の主な意見

- 尼崎市が多く支給しているように感じるが、実際はそうではない。サービスの量が問題なのではなく、サービスの内容が問題だと思う。地方自治体が福祉を行うのは当然であり、尼崎市が移動支援を多く支給決定しているわけではなく、異常な状態でもない。
- 18歳以上の障害者については、放課後等デイサービスと同様の、放課後や通所後の居場所の仕組みがないため、結果として移動支援に頼らざるを得ない。

地域生活支援事業に係る 部会委員の主な意見

- 移動支援の開始と終了が自宅でないといけな
いという運用は、利用実態に即していない。
- 他市で実施しているグループ支援等につい
ても検討したい。
- 移動支援事業費を抑えるとしても、サービ
スの削減ではなく、代替のものへ移行する手法を
とりたい。日中一時支援を利用しやすくする等
して、見守り目的の移動支援を日中一時支援に
移行する方法を積極的に考えたほうがよい。

今後の検討事項

- 地域生活支援事業の支給決定基準の検討
- 障害福祉サービス等支給決定基準の検証